

沖縄県伊平屋村 財政健全化計画完了報告(要旨)

1 財政健全化計画の平成 22 年度実施状況

(1) 具体的な措置の実施状況

- ・ 村税、土地改良分担金及び村営住宅使用料の滞納整理等について、徴収強化により計画どおりの徴収額を確保した。
- ・ 特別職の給料及び期末手当の減額措置（給料 18.5%、期末手当 100%）を計画どおり実施した。
- ・ 議員の報酬及び期末手当の減額措置（報酬 15%、期末手当 60%）を計画どおり実施した。
- ・ 地方債の繰上償還によって、将来に渡って払うべき利子相当額の軽減を計画どおり図った。

(2) 歳入及び歳出に関する計画の実施状況

- ・ 財政健全化計画における平成 22 年度中の効果計画額と実績額の比較

(単位：千円)

内容		効果額	
		計画額	実績額
歳入	村税等の滞納整理	1,498	1,939
	公有財産の売却等	12,600	1,000
	法定外目的税（環境協力税）の継続	701	2,727
	土地改良分担金の徴収強化	800	1,767
	財産収入の滞納整理	160	1,069
	村営住宅使用料の滞納整理	2,208	4,655
歳出	特別職の職員の給与及び議員報酬の削減	806	1,172
	公営企業に対する基準外繰出の削減	5,427	2,704
	地方債の繰上償還による利子相当額の軽減	4,075	4,481

3 健全化判断比率の状況

(単位：%)

内容	計画前年度 (20年度)	計画初年度 (21年度)		最終年度 (22年度)	
	実績	計画値	実績	計画値	実績
実質公債費比率	28.9	26.5	26.3	23.4	22.6

4 その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

- ・ 財政調整基金及び減債基金へ積立を行った。
- ・ 民間資金等地方債の繰上償還及び公的資金補償金免除繰上償還を行い、実質公債費比率の改善に努めた。

2 今後の財政の運営の方針

(1) 健全財政の確保に関する事項

- ・ 財政健全化計画の完了後も継続的に財政の健全化に取り組むために、以下の方策を講じる

経費の効率的使用に関する事項

- ・ 継続的に定員の適正化を行い、計画的に職員定数の削減に取り組む。
- ・ 各種委員会等（各種審議会を含む。）は、必要性や目的を再考し、委員会等の統合や委員定数の見直しを行う。
- ・ 事務用消耗品や備品等を部署間で共有を徹底する。
- ・ 事務機器等の調達コストについて、リース方式又は買取方式かを徹底して検証し、村財政に負担が少ない方法を選択する。
- ・ 村が管理する施設について、その利用の状況等を踏まえ、指定管理者制度等の活用により管理・運営方法の見直しを行う。
- ・ 各種業務について、外部委託の可否を検討し、積極的に外部委託を実行することで費用の低減に努める。
- ・ 各種団体への補助金は、事業ごとに補助要綱を策定したうえで適正に支出する。また、補助の額は、活動状況、成果及び財務状況等を踏まえて見直しを行う。
- ・ 公債費の計画的な償還を行い、地方債残高の縮減を進めるため、減債基金への積み立てを着実に実施する。
- ・ 水道及び下水道の料金の見直しや、料金の収納率の向上に努め、独立採算による経営の改善を図ることで基準外繰出金の削減を図る。

収入の確保に関する事項

- ・ 村税等の徴収職員の人材育成や徴収業務のマニュアル化を進め自主財源の確保に努める。
- ・ 村民税（個人）に係る特別徴収制度の導入や、催告、口座振替の推進など徴収効果の高い取り組みを継続して実施する。
- ・ 各種公共施設の運営規程、使用料の見直しを行い、維持管理費用の一部捻出に努める。
- ・ 村有地等の未利用財産については、その必要性を検討の上、売却、貸付を積極的に進める。
- ・ 環境協力税や美ら島応援基金を活用した地域美化・保全活動を通して、魅力ある観光地づくりを推進するとともに、その意義や活用方策を広く情報公開することにより、さらなる賛同が得られるよう努める。
- ・ 広報誌やホームページなどの広告媒体に、有料広告を積極的に導し、収入の確保に努める。

(2) その他財政の運営の合理化に関する事項

- ・行政に対する多様なニーズに応えるため、また、堅実で節度ある財政運営を行うために、村の財政状況を住民にわかりやすく公表し、財政の運営について住民の理解と協力を得ることで、地域の将来に向けた持続可能な財政の構築を図る。